

日本ケアマネジメント学会  
認定ケアマネジャーの会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーの会」(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、日本ケアマネジメント学会事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本ケアマネジメント学会の運営組織の下に、質の高いケアマネジメントの技術を取得するための自己研鑽が可能となる場を提供し、介護支援専門員に対する実践的な支援及び指導ができる質の高い人材を育成することを目的とする。

また、介護支援専門員として社会への啓発活動を図り、質の高いケアマネジメントを実践することにより、援助を必要とする方々及びそのご家族の生活の質を高め、以て地域支援の実現と発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研修会、講演会の開催
- 2 情報誌の発行
- 3 ケアマネジメントに関する調査研究の実施
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会会員の資格は、次の第1項又は第2項に該当する者をいう。

- 1 日本ケアマネジメント学会が実施する認定ケアマネジャー試験に合格し、認定登録されている日本ケアマネジメント学会会員であって、本会の目的に賛同する者
- 2 本会の趣旨に賛同し、役員会に於いて特に承認を得た者

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の「入会申込書」を会長に提出して入会することができる。ただし、前条第2項により入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、所定の退会届けを提出して退会することができる。

2 会員は、認定ケアマネジャーの資格を喪失したときには、本会を退会するものとする。また、会費を3年以上滞納したときは、役員会に於いて退会した者とみなす。

#### 第4章 役員等

(役員を選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 理事は、会長、副会長が合議して会員の中から候補者を選出し、また監事は、会長が会員の中から推薦し、総会において出席会員の過半数の決議により選出する。

3 会長、副会長は、理事の互選により選任する。

4 会長は、選任された役員について、学会理事会に報告し了承を得なければならない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。

2 役員任期は、総会に於いて選出された日の翌日から2年後の総会が終了する日までとする。役員は、再任することができる。

3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第12条 会長は、本会を代表する。

2 会長に事故がある時は、副会長がその職務を代行する。

(部会)

第13条 本会は、本会事業を遂行するために必要な部会を置くことができる。

## 第5章 会議等

(会議)

第14条 本会は、次の会議及び研修会等を開催する。

- 1 役員会
- 2 総会
- 3 研修会、研究発表会等
- 4 その他必要と認める会議

(会議等の開催)

第15条 総会は、毎年1回開催する。

- 2 その他の会議等は、役員会が必要と認めた場合に開催する。

(会議の招集)

第16条 会長は、会議の開催が必要と認めるときは、当該会議を招集する。

(総会決議)

第17条 総会での決議は、出席会員の過半数を以て決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、助成金及びその他の収入を以て充てる。

- 2 会計経理は、学会事務局に於いて行う。

(予算及び決算)

第19条 本会の予算及び決算は、総会の承認を得てこれを決する。本会の事務局は、毎会計年度終了後、決算書を作成し翌年度の総会に提出する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第7 会則の変更及び解散

(会則の変更及び解散)

第21条 本会則を変更し、又は本会を解散するには、総会出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

第1条 本会則は、平成19年6月22日から施行する。

第2条 本会則は、平成30年8月18日から施行する。